

第四十回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録 第十号

(二〇〇)

昭和三十七年二月二十一日(水曜日)

午後一時五十七分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事始関 伊平君 理事中川 俊思君

理事岡田 利春君 理事多賀合眞君

理事中村 重光君

倉成 正君 蔵内 修治君

中村 幸八君 南 好雄君

滝井 義高君 松井 政吉君

渡辺 徳蔵君

出席國務大臣 佐藤 榮作君

出席産業大臣 森 清君

出席政府委員 森 清君

出席産業事務次官 塚本 敏夫君

出席産業事務官 (大臣官房長) 今井 博君

出席産業事務官 (石炭局長) 樋詰 誠明君

出席産業事務官 (公益事業局長) 谷野 せつ君

出席産業事務官 (労働事務局) 奥野 誠亮君

出席産業事務官 (自治事務局) 田代 一生君

出席産業事務官 (主計局主計官) 久良知幸君

出席産業事務官 (大臣官房審議官) 井上 亮君

出席産業事務官 (通商産業事務官) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

出席産業事務官 (労働事務局) 大羽 綾子君

自治事務官
(行政局振興課) 山本 明君

二月二十日

石炭政策の転換に關する請願外四十五件(島本虎三君紹介)(第一五三九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)
産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

○有田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、前日に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。多賀合眞君。

○多賀合眞委員 まず第一に、産炭地域振興事業団法について御質問いたしたいと思ひますが、まず事務的な問題からお尋ねいたしたいと思ひます。

事業団の設立について、産炭地發電をこの事業団にさせるという事は、エネルギー懇談会でもかなり議論がありましたし、その答申もありましたし、また、本委員会においても決議等

もあつたわけでありますが、この産炭地發電が立ち消えになつたというの

は、一体どういふ事情からそんなつたのかお聞かせ願ひたい。

○今井(博)政府委員 産炭地發電の仕事は、産炭地振興の上に非常に大きな意義を持つものであります。これは産炭地振興をやる場合に、これからの大きなテーマとして十分取り上げて推進するつもりであります。事業団が直接産炭地發電をやるかどうかという問題につきましては、御承知のように、当初は産炭地事業団が産炭地發電も考えまして、当初の案として、

は、揚地發電の土地造成というところまで実は考えておつたわけでありましたが、揚地發電の問題は、電力業界との話し合いによりまして、この問題は電力業界がみずから担当するということになりまして、これはもう議決されたので、や

り方というので、これはそれらの方に譲ることになったのであります。それから産炭地振興審議會で答申のごさいました。いわゆる産炭地發電をやるべきだという案につきましては、

もちろん事業団がこれをやるというところは当然考えられるわけですが、今産炭地發電として問題になつております具体的なプロジェクトは、い

ろいろ、電力会社が直接やる場合とか、あるいは電氣が直接やる場合とか、また西日本共同火力というような形でやるとか、あるいは常磐共同火力の問題

もございまして、現在プロジェクトとして考えられます問題は、一応既存の機関によって十分やり得るということ

になつておりますので、産炭地事業団の仕事からは一応これを削除いたしまして、既存の機関によってそういうものを推進していくという考え方をとつたわけでございます。

さらに産炭地の計画としまして、もつと小規模な産炭地發電をやつてほしいという陳情が相当ございまして、それはすべて具体的な計画がまだ固まつておりませんし、希望としてはいろいろございまして、具体的な

にそれでは三十七年度においてこれを取り上げてどうする問題として、これはすべてまだ未検討の事項でございまして、産炭地事業団の仕事としてはこれは一応削除いたしまして、

既存の機関によつてはどうかという場合には、そういうプロジェクトがはつきりきまつてから、その都度取り上げて検討するということにいたしました。こう考へておるわけでございます。

○多賀合眞委員 エネルギー懇談会の中問答申として、A案として産炭地發電、B案として揚地發電の問題が提起されたわけでありまして、そのときの産炭地發電には四十四万ボルトの超高圧線を引いてということまで付記されておつたわけですが、この答申をなされ

るとき基礎的な数字についてお聞かせ願ひたい。

○今井(博)政府委員 詳細な数字は今ちよつと持ち合わせておりませんけれども、エネルギー懇談会で産炭地發電

を取り上げましたときの考へ方は、産炭地におきましては、特に九州におきまして、石油の自由化が実施されます場合には、相当過剰炭が生ずるであらう、そういう過剰炭を合理的に処理する

には、それを電力に使う以外に方法がないという考へ方で、産炭地に従来の計画以上に発電所を建設いたしました、それを四十四万ボルトの送電線

でもつて揚地に送らうという考へ方でありまして、これは御承知のように、産炭地においてはそれだけの電力の需用がございまして、計画以上に産炭地發電をやつた場合には、どうしても

揚地に送電しなければならぬ。その場合に、四十四万ボルトの送電線を作つて揚地に送りまして、揚地におきまして従来の方法によりまして揚地發電をやつた場合とコストの比較、投資効果の比較というものをやり

まして、その結果コスト的には揚地發電の方が有利であるという一応の結論にたつたわけでありまして、その数字は、産炭地發電をたとへば九州のある地区にやりまして、それを揚地に、

特に関西に送りまして、揚地におきましては、送電線の費用につきましては無利子の金でやるといふ非常に非常な助成をやりました。送電にはキロワッ

ト・アワー約一円の金がかかりますので、揚地に持つていきまして揚地には三四十千銭程度のキロワット・アワーのコストになるんじゃないか、こ

うものをかりに姫路あたりでやつた場合においては、二四八十錢程度のコストで電気ができる、こういう実は計算になつております。それをさらに阪神に送る場合には若干の費用がかかりますから、二四八十錢のコストでも揚地へ、ほんとうの消費地へ持つていきまう場合には、やはり十錢か十五錢程度の送電費用がかかります。そういうものを通算いたしますと、約三三〇近くになるわけでありまして、従つてコスト的には、三三〇と三三二〇錢でございまして、三三〇と三三二〇錢という数字は出るわけでありまして、一方産炭地発電をやります場合には、四十四万ボルトの送電線に相当大きな投資が必要、変電所を含めると三百五十億程度の投資が新たに別に要る、こういうことが一つございまして、全然無利子の金という事で計算いたしましたけれども、そういう数字になるわけでありまして、それだけの大きな金をここに投資するということについては相当大きな問題があります。また、四十四万ボルトの送電線というものは、現在においてもまだ技術的に完成いたしておりません。特に九州の関門地区を通すという関係におきましては、技術的にもいろいろ問題がある。従つて、これは相当まだ調査研究を重ねなければいけないだろうという点もありまして、今日の情勢としては、揚地発電ということでやうた方が、石炭を確実に消費するということに限定いたしました場合にはむしろ有利じゃないかということ、実は揚地発電の案をとつた次第でございまして、なおこれに關する相当詳細な検討をいたしましたので、その資料は今手元にございせんが、参考までにあ

とでお渡ししてもいいかと思ひます。
○多賀谷委員 このエネルギー懇談会の中間答申がなされる場合でも、私は、懇談会の事務局はもう少し案を検討して資料を提出すべきではないか、まだ技術的に問題があるなどというところになると、しかも四十四万ボルトという数字をあげながら、技術的にまだ問題があるなどということになると、私はやはり中間答申をすべきじゃないと思ひます。
〔委員長退席、中川委員長代理着席〕

それから答申をする場合には、かなり数字的なデータというものを、見て、そして、どちらがいか政治的な判断に待たなければならぬというように、ことではない、数字を一つ見ても、これはもう初めから、金利を零と考へても、産炭地発電の方が高くなるんだというふうな場合なら、むしろ答申をすべきでないんじゃないか、こういうふうなふうに思ふわけですね。どうもその点も少し数字的にはつきりしておく必要があるんですが、その当時は、石炭局としてはどう判断をなされ、どう資料を出したのか、お聞かせ願ひたい。

○今井(博)政府委員 この案を出します場合には、公益事業局と石炭局とでいろいろ共同作業をいたしまして、そういう送電線を作つた場合のいろいろな問題については相当詳細な資料を提出いたしてあります。それから石炭局としましては、もちろんどれだけの過剰炭が出るであろうか、特に筑豊地区において過剰炭が三百万程度出るんじゃないかという数字につきまして、しかも、相当山別に当たりまして、しかも、

現在の数字でなくて、ここ五年ないし十年の間にどうなるかということも一応検討いたしまして数字を出してございまして、現在の状況では考え得る資料を一応出して、その数字に基づいて懇談会でいろいろ議論、検討を願つた、こういうことになっております。

○多賀谷委員 この第一の点は、もしお話しのように巨大な投資が必要、技術的に問題だというふうな場合なら、私は答申をすべきでないと思ひます。技術的に問題であるようなものを答申の中に入れて、みんな迷つてしまふんですね。そして、今のようになら、最初から産炭地発電という声は引つ込めるべきじゃなかったか。今局長のお話であります、一見明瞭にして揚地発電がいいというふうな答申になつておられますけれども、それならば、私は、産炭地発電なんというところは、私も言ひ出すことがおかしいんじゃないか、こう考へるわけですね。

そこで、私も若干の資料を持っておるわけですね、そのあたりの方で検討された資料のとり方にも、かなり問題があるんじゃないか。それから欧州エネルギー調査団、ことに土屋さんあるいは稲葉さんが行かれた調査団の唯一の報告は、産炭地発電にあつた。率直にいつて、あの調査団の報告を見て、ただ一つ、報告における政策を支持したというものが産炭地発電です。その産炭地発電がくずれていくというものは、私はきわめて遺憾であると思ひます。そして技術的にどうして実

せるかというふうな、もう少し精査した調査が必要ではないかと思ひます。単純にそれはだめだ。あなたの持つところによれば、きわめて明瞭ですね。もう揚地発電がいいということになるわけですね、それほど明瞭なものなら、出すべきでなかつたんじゃないか。あるいはそれはどう明瞭でなくて、どこにポイントがあるのか、どういふ方法をすれば産炭地発電が対抗できるんだ、こういう点も一つ御答申願ひたい。当時の石炭局でもおそれなく、かくかくの条件があれば産炭地発電でもやつていけるんだという確信があつたに違ひない、そういう資料を出されたに違ひないんです。それを御聞かせ願ひたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 少し言葉が不十分でございまして、いろいろ言ひ足りない点があつたと思ひますが、先ほど送電線について技術的に問題があると申しましたのは、これは否定する意味での問題じゃなくて、四十四万ボルトについては、電力の研究所におきまして今いろいろ研究をしておるわけでございますので、早急に実施するについてはまだ検討すべき分野が残つておる、こういう意味で、まだ問題がある、こういうふうな申し上げたわけでありまして、否定的な意味での問題ではございませんので、早急に実施するのとまだ検討すべき分野が残つておる、こういうふうな一つ御理解願ひたいと思ひます。

それから私の答申の中で、明らかに揚地発電の方がいいのだ、軍配を上げたというニュアンスの答申のようになつておりますが、これは一応現状では揚地発電の方が有利であらうという

ニエアンスの問題でございまして、決定的に揚地発電がいいので、産炭地発電はやめるのだ、こういうふうには実はなつておりません。ことに産炭地発電については、送電線の四十四万ボルトというものの費用が相当かかりますので、これが電力側から見ても、送電線を引くことが非常に必要である、早急に必要であるというふうな事態になつて参ります場合には、これはまた産炭地発電というものをそれに關連して当然出てくる問題でもありません。それからわれわれが石炭サイドでもつて産炭地発電をいろいろ議論しました場合には、現在産炭地発電の有利性というものは、やはり低品位炭で山元で発電して、それで安い電気を起こす、こういう意味で産炭地発電のメリットがあるわけでありまして、実際問題とすると、一体それだけの低品位炭がはたしてあるかどうかという点については、単に現時点のみならず、発電所一つをきめるとき場合には、少なくとも二十年から三十年という長い期間に発電をいたすわけでありまして、相当長期にわたつてそういう低品位炭というものが確実に、一カ所にそれを集めて使うわけでありまして、そういうふうな意味ではやはり相当検討すべき分野が今後残つておるのではないかと、こういうことを考へまして、産炭地発電については、その案は不利だからもうやめろというわけじゃないと思ひます。今後そういうふうな問題をいろいろ検討し、取り上げていきたい、こういうふうな実は考へておるわけでありまして、ただ、さしむきこのどちらをとり、どちらを促進するかという問題になりますと、揚地発電の方が一応い

○今井(博)政府委員 この案を出します場合には、公益事業局と石炭局とでいろいろ共同作業をいたしまして、そういう送電線を作つた場合のいろいろな問題については相当詳細な資料を提出いたしてあります。それから石炭局としましては、もちろんどれだけの過剰炭が出るであろうか、特に筑豊地区において過剰炭が三百万程度出るんじゃないかという数字につきまして、しかも、相当山別に当たりまして、しかも、

○多賀谷委員 この第一の点は、もしお話しのように巨大な投資が必要、技術的に問題だというふうな場合なら、私は答申をすべきでないと思ひます。技術的に問題であるようなものを答申の中に入れて、みんな迷つてしまふんですね。そして、今のようになら、最初から産炭地発電という声は引つ込めるべきじゃなかったか。今局長のお話であります、一見明瞭にして揚地発電がいいというふうな答申になつておられますけれども、それならば、私は、産炭地発電なんというところは、私も言ひ出すことがおかしいんじゃないか、こう考へるわけですね。

○今井(博)政府委員 少し言葉が不十分でございまして、いろいろ言ひ足りない点があつたと思ひますが、先ほど送電線について技術的に問題があると申しましたのは、これは否定する意味での問題じゃなくて、四十四万ボルトについては、電力の研究所におきまして今いろいろ研究をしておるわけでございますので、早急に実施するについてはまだ検討すべき分野が残つておる、こういう意味で、まだ問題がある、こういうふうな申し上げたわけでありまして、否定的な意味での問題ではございませんので、早急に実施するのとまだ検討すべき分野が残つておる、こういうふうな一つ御理解願ひたいと思ひます。

ニエアンスの問題でございまして、決定的に揚地発電がいいので、産炭地発電はやめるのだ、こういうふうには実はなつておりません。ことに産炭地発電については、送電線の四十四万ボルトというものの費用が相当かかりますので、これが電力側から見ても、送電線を引くことが非常に必要である、早急に必要であるというふうな事態になつて参ります場合には、これはまた産炭地発電というものをそれに關連して当然出てくる問題でもありません。それからわれわれが石炭サイドでもつて産炭地発電をいろいろ議論しました場合には、現在産炭地発電の有利性というものは、やはり低品位炭で山元で発電して、それで安い電気を起こす、こういう意味で産炭地発電のメリットがあるわけでありまして、実際問題とすると、一体それだけの低品位炭がはたしてあるかどうかという点については、単に現時点のみならず、発電所一つをきめるとき場合には、少なくとも二十年から三十年という長い期間に発電をいたすわけでありまして、相当長期にわたつてそういう低品位炭というものが確実に、一カ所にそれを集めて使うわけでありまして、そういうふうな意味ではやはり相当検討すべき分野が今後残つておるのではないかと、こういうことを考へまして、産炭地発電については、その案は不利だからもうやめろというわけじゃないと思ひます。今後そういうふうな問題をいろいろ検討し、取り上げていきたい、こういうふうな実は考へておるわけでありまして、ただ、さしむきこのどちらをとり、どちらを促進するかという問題になりますと、揚地発電の方が一応い

○今井(博)政府委員 この案を出します場合には、公益事業局と石炭局とでいろいろ共同作業をいたしまして、そういう送電線を作つた場合のいろいろな問題については相当詳細な資料を提出いたしてあります。それから石炭局としましては、もちろんどれだけの過剰炭が出るであろうか、特に筑豊地区において過剰炭が三百万程度出るんじゃないかという数字につきまして、しかも、相当山別に当たりまして、しかも、

○多賀谷委員 この第一の点は、もしお話しのように巨大な投資が必要、技術的に問題だというふうな場合なら、私は答申をすべきでないと思ひます。技術的に問題であるようなものを答申の中に入れて、みんな迷つてしまふんですね。そして、今のようになら、最初から産炭地発電という声は引つ込めるべきじゃなかったか。今局長のお話であります、一見明瞭にして揚地発電がいいというふうな答申になつておられますけれども、それならば、私は、産炭地発電なんというところは、私も言ひ出すことがおかしいんじゃないか、こう考へるわけですね。

○今井(博)政府委員 少し言葉が不十分でございまして、いろいろ言ひ足りない点があつたと思ひますが、先ほど送電線について技術的に問題があると申しましたのは、これは否定する意味での問題じゃなくて、四十四万ボルトについては、電力の研究所におきまして今いろいろ研究をしておるわけでございますので、早急に実施するについてはまだ検討すべき分野が残つておる、こういう意味で、まだ問題がある、こういうふうな申し上げたわけでありまして、否定的な意味での問題ではございませんので、早急に実施するのとまだ検討すべき分野が残つておる、こういうふうな一つ御理解願ひたいと思ひます。

ニエアンスの問題でございまして、決定的に揚地発電がいいので、産炭地発電はやめるのだ、こういうふうには実はなつておりません。ことに産炭地発電については、送電線の四十四万ボルトというものの費用が相当かかりますので、これが電力側から見ても、送電線を引くことが非常に必要である、早急に必要であるというふうな事態になつて参ります場合には、これはまた産炭地発電というものをそれに關連して当然出てくる問題でもありません。それからわれわれが石炭サイドでもつて産炭地発電をいろいろ議論しました場合には、現在産炭地発電の有利性というものは、やはり低品位炭で山元で発電して、それで安い電気を起こす、こういう意味で産炭地発電のメリットがあるわけでありまして、実際問題とすると、一体それだけの低品位炭がはたしてあるかどうかという点については、単に現時点のみならず、発電所一つをきめるとき場合には、少なくとも二十年から三十年という長い期間に発電をいたすわけでありまして、相当長期にわたつてそういう低品位炭というものが確実に、一カ所にそれを集めて使うわけでありまして、そういうふうな意味ではやはり相当検討すべき分野が今後残つておるのではないかと、こういうことを考へまして、産炭地発電については、その案は不利だからもうやめろというわけじゃないと思ひます。今後そういうふうな問題をいろいろ検討し、取り上げていきたい、こういうふうな実は考へておるわけでありまして、ただ、さしむきこのどちらをとり、どちらを促進するかという問題になりますと、揚地発電の方が一応い

○今井(博)政府委員 この案を出します場合には、公益事業局と石炭局とでいろいろ共同作業をいたしまして、そういう送電線を作つた場合のいろいろな問題については相当詳細な資料を提出いたしてあります。それから石炭局としましては、もちろんどれだけの過剰炭が出るであろうか、特に筑豊地区において過剰炭が三百万程度出るんじゃないかという数字につきまして、しかも、相当山別に当たりまして、しかも、

○多賀谷委員 この第一の点は、もしお話しのように巨大な投資が必要、技術的に問題だというふうな場合なら、私は答申をすべきでないと思ひます。技術的に問題であるようなものを答申の中に入れて、みんな迷つてしまふんですね。そして、今のようになら、最初から産炭地発電という声は引つ込めるべきじゃなかったか。今局長のお話であります、一見明瞭にして揚地発電がいいというふうな答申になつておられますけれども、それならば、私は、産炭地発電なんというところは、私も言ひ出すことがおかしいんじゃないか、こう考へるわけですね。

○今井(博)政府委員 少し言葉が不十分でございまして、いろいろ言ひ足りない点があつたと思ひますが、先ほど送電線について技術的に問題があると申しましたのは、これは否定する意味での問題じゃなくて、四十四万ボルトについては、電力の研究所におきまして今いろいろ研究をしておるわけでございますので、早急に実施するについてはまだ検討すべき分野が残つておる、こういう意味で、まだ問題がある、こういうふうな申し上げたわけでありまして、否定的な意味での問題ではございませんので、早急に実施するのとまだ検討すべき分野が残つておる、こういうふうな一つ御理解願ひたいと思ひます。

ニエアンスの問題でございまして、決定的に揚地発電がいいので、産炭地発電はやめるのだ、こういうふうには実はなつておりません。ことに産炭地発電については、送電線の四十四万ボルトというものの費用が相当かかりますので、これが電力側から見ても、送電線を引くことが非常に必要である、早急に必要であるというふうな事態になつて参ります場合には、これはまた産炭地発電というものをそれに關連して当然出てくる問題でもありません。それからわれわれが石炭サイドでもつて産炭地発電をいろいろ議論しました場合には、現在産炭地発電の有利性というものは、やはり低品位炭で山元で発電して、それで安い電気を起こす、こういう意味で産炭地発電のメリットがあるわけでありまして、実際問題とすると、一体それだけの低品位炭がはたしてあるかどうかという点については、単に現時点のみならず、発電所一つをきめるとき場合には、少なくとも二十年から三十年という長い期間に発電をいたすわけでありまして、相当長期にわたつてそういう低品位炭というものが確実に、一カ所にそれを集めて使うわけでありまして、そういうふうな意味ではやはり相当検討すべき分野が今後残つておるのではないかと、こういうことを考へまして、産炭地発電については、その案は不利だからもうやめろというわけじゃないと思ひます。今後そういうふうな問題をいろいろ検討し、取り上げていきたい、こういうふうな実は考へておるわけでありまして、ただ、さしむきこのどちらをとり、どちらを促進するかという問題になりますと、揚地発電の方が一応い

いろいろな問題が解決されておりますので、これとにかくやうな方が有利だろ、こういう考え方でございます。多少客弁のニュアンスで——決定的に産炭地発電が不利だ、こういうことを申し上げたわけではございません。その点は御了解願いたいと思います。

○多賀谷委員 公益事業局にお尋ねしますが、いわゆる超高圧の送電線の研究は、四十万ボルトはいつごろ研究が完成するのですか。

○中川委員長代理 公益事業局はちよつときていないのですが……。

○多賀谷委員 電気事業連合会の副会長の松根さんが、ある雑誌で、四十万ボルトの超高圧送電線の研究所を今作つておるので、研究所ができるのが再来年になり、従つて四十万が実現するのはそれから何年先になるかわからぬというふうなことを言つておるわけですね。これは主観的な問題じゃなくて、技術的な問題です。客観的に一体できるかどうかというのは、経済論争じゃなくて、技術的な論争というものは客観的なものだと思うのです。ですから、こういった松根さんの議論が私は正しいかどうかはわかりませんが、やはり技術的な問題は解決しておかないと、われわれ政治的な議論を幾らしておいても意味がないわけですね。ですから、これはあとから公益事業局が見えたらはつきりお伺いしたいと思つて、われわれは架空の上で議論をしておりまして、意味がない。それならば当分四十万ボルトの話はぐつと後の話だというのが、あるいは今早急の話をしたいのか、これははつきりさせていた方がいい、かように思つておるわけですね。結局、石炭局長としては産炭地

発電という旗はおろしてない、こう考へてよろしいですか。

○今井(博)政府委員 決して旗をおろしたわけではございません。

○多賀谷委員 それでは政務次官の方から、産炭地発電、超高圧送電という一貫した政策は旗をおろしてない、今後研究を進めていきたい、こういう考へてですか。

○森(清)政府委員 もちろん、大いに研究を進めていきたいと存じております。

○多賀谷委員 自治省が見えておられますから、自治省にちよつとお尋ねしたいのですが、生活保護の多産地帯あるいは失業者の多産地帯、これの全国分布はどういうふうになつておるのでしょうか、一つお聞かせ願いたい。

○奥野政府委員 今具体的数字を承知しておりますが、たとえば生活保護を受けている人口が全体の二割ぐらゐだ、こういう記憶をいたしておるわけですが、産炭地帯、特にそういう人数の多いところは三〇数%に上つておるというふうな例外的な地域もあり得るのではありません。失業者数につきましても、そういう地域は特に多いわけではございません。そういう事情にかんがみまして、そういう地域については特別な財政措置を講じておるわけではございません。

○多賀谷委員 地域開発の面から見て、不況地域というのを考へますと、大体全国的に見て、戦後あまり変化がないと思つておるのです。大体まず軍需工場、ことに海軍の軍需工場のあつた地域、これは舞鶴でも、横須賀は少し変わつておるけれども、呉でも佐世保でも同じやうです。それから炭鉱地帯のよりに、一産業によつて立つてお

る、いわば単一産業地帯、これが産業の変動によつて非常に労働力過剰地域となつておる、こういう地域、これらが大不況地域ではないかと私は思ふのですが、この不況地域に対する対策は、自治省としてはどういうやうに今までとられたか、また行なわれんとするか、産炭地に限らず、一般的にお話し願いたい。

○奥野政府委員 不況地域につきましましては、そういうような失業者を吸収するための特別な事業を起してゐるというものが、一般的にとられてゐる施策だと思つておるわけではございません。失業対策事業でありまして、あるいは臨時に農村地帯において特別な事業を起したりいたしまして、そういうものについて国庫負担をしていくというやうな措置がとられてゐるわけではございません。そういう場合には、その裏の地方負担におきまして地方債を特に認める、こういうやうなやり方をいたしておるわけではございません。そのほかには、今お話になりましたやうな失業対策事業費でありますとか、あるいは生活保護費でありますとか、そういうやうな負担について財政措置をしていない部分——国が地方交付税をもつて財政措置をいたしますのは、全国的な数値に基づいてやるのが一般的でございます。特にその団体の財政措置が多いというものが通例でございます。従つてそういう部分については、特別交付税を増額交付するといふやうな措置をとつて参つておるわけではございません。

○多賀谷委員 部分的な、いわば慢性不況地域といふものの解決というのは、一番困られておるのは自治省の関

係ですから、自治省の方で音頭をとつて、そういう政策の推進が必要ではなからうかと思つておるのです。今わが国においても、新産業都市建設促進法とか、低開産地帯開発促進法とか、あるいは今問題になつておる産炭地帯振興法がありますけれども、私は一番最初に取り上げられるべき問題は、やはり不況地域の再開産、これが一番最初に取り上げられるべきではなかつたかと思ふのですが、これが石炭という形で、産炭地域の振興というやうな形で取り上げられるのは本来間違つておると私は思ふのです。これはやるどころがなかつたからというやうな形で出ざるを得なかつたのでしようが、国の政策としては、やはり石炭だけでなくて、たとえば繊維が集中的にある地帯においては、景気変動とともに従来非常に苦しい慢性不況地域といふのは、はつきり日本には戦後出てきておるわけでは、だから慢性地域の不況再開産については、当然他の国において行なわれたと同じやうに、地域開発が必要ではなかつたかと思ふ。ことによその国の地域開発を見ると、不況地域の再開産、これに非常な重点が置かれておる。ことに、第二次世界大戦後はそうなつてゐる。イギリスのように第一次世界大戦後行なわれたところもありまして、大体第二次世界大戦後、大きな世界の趨勢として行なわれてゐる。だから第二次世界大戦後の雇用問題といふのは、全体的なよりも、局地的な雇用問題である。その一番問題のある地域、地方団体の関係はあなたの方の音頭です。むしろあなたの方から音頭をとらるべきが至当ではなかつたかと思

ふ。前向きな新しい産業立地というよりも、古い地図に新しく塗るのではなくて、むしろ古い地図の塗りかえの作業の方が、緊急にして重要ではなかつたかと私は考へるのですが、その点についてお聞かせ願いたい。

○奥野政府委員 御指摘になつておりますのは、慢性的な不況地帯といふことではあります、この慢性的な不況が何年続くのか、何十年続くのかということになるのではないと思ひます。好況があれば不況がある、不況があれば好況があるといふやうな問題に属する部門もあると思ひます。自治省といひましては、どちらかと申しますと、後進地域の開発を促進していきたい、あるいはまた東京とか大阪とかに産業が集中しているのを分散させながら地域開発を推進していききたい、こういうやうな考へ方に基きまして、いろいろ施策を行なつて参つておるわけではあります。後進地域の開発に伴う公共事業につきましては国庫負担の特例に關する法律を作りました、今お話のありました新産業都市建設法案の整備に努力いたしたつもりで参つてゐるのも、その一つであらうかと思ひます。慢性的な不況産業といふことになりました、自治省ももちろん大いに責任を感じておると思ひますが、たとえば、今日では若干事態が違つたやうと思ひますけれども、農業に占める養蚕業の問題でありますとか、あるいは鉱業に占める石炭業の問題でありますとか、これは農林省なり通産省なり直接の官庁もあるわけでありまして、やはりできる限りそういう官庁が主体になつていた方がよろしい、私たちは地方行政の面から十分それに

力を合わせていかなければならぬと思つておるのではありません。一般的な地域総合開発、後進地域の開発等の問題につきましても、むしろ自治省が主体になつていくべき性質のものであらう、こういうような気持を持つておるのであります。

○多賀谷委員 私はその考えが誤つてゐると思ふのです。不況になつたり好況になつたりという状態じゃないのです。科学の進歩によつてその産業が好況になるといふことがほとんどない。あるいは、石炭とかメタルのような資源開発は、なくなつてしまふべきです。たとえば筑豊炭田のごときは、石炭がなくなつても、石炭はなくなるのです。あの地域で明治二十年から開発された地域は、資源そのものがなくなる。だから将来炭鉱が万々一、私はないと思ふけれども、好況の時代がきて、それで筑豊炭田が昔のように栄えるといふことは考えられない。資源そのものがなくなる。これはメタル・マインでも同じです。それから海軍の軍港都市は、今戦後十五年を経てやつと立ち直つた感じがありますが、軍需工場が壊滅した時期には、永遠に振興は不可能ではないかという感を当時の市民に植えつけたと私は思ふのです。そういうような対策を、低開発の方よりむしろ先にすべきである。低開発は就職する場所がそこにはありませんけれども、労働力が過剰になつておる状態じゃない、割合に移動してゐる状態でしょう。ですから、これは徐々にやればできるわけです。ところが壊滅産業の地帯というのは、これは人間がそこ

にゐるわけです。そして飯を食わさなければならぬ。一刻も猶予ができないといふんです。それから、産業政策も必要ですけれども、全般的な局地不況地域の政策といふのは、むしろ自治省が行なうべきではないか、産業に従事しておる者も困るんですけれども、町全体が困つておるのですから、私は自治省が取り上げるのがおそきに失したといふ感じがするのです。

○奥野政府委員 基本的には、石炭の開発に沿つて市町村の開発が形成されてきてゐるというより、例もあるわけではございません。また、経済の発展なくして地方自治の発展もあり得ない、こういう気持も私も持つておるわけではございませんけれども、今のようないふ不況になつてゐる地域を傍観してゐるといふ気持は毛頭ございません。ただ、石炭対策の問題でありますとか、養蚕対策の問題でありますとかいふような問題になつて参りますと、やはり農林省なり通産省なりの役所もあることではございませんで、縦張りを言うわけではございませんけれども、あまり積極的といふよりも、第一次的に行つておる口ばしを入れていくことはいかばだらうかといふ気持を持つておるわけではございません。しかも、今も申し上げますように、経済の発展と地方自治の運営とは不離一体のものでございまして、そういう意味において、地方自治の振興をはかつていかなければならぬ自治省の立場から、慢性的な不況産業がある場合に、その地域の経済開発あるいは経済発展についてどういふような施策を当該市町村が講じていけるか、講じやすいような財政措置その他について努力を払つていかなければならぬ。これも当然のことだと思ふのです。各省のもとにおいてこういう問題につきましてもは積極的な力を合せていきたいという気持を多分に持つておるわけではございません。

○多賀谷委員 私は、産業不況地域における当該産業の振興だけで解決できない、ここにも問題があると思ふのです。この問題は、そういう単位産業地域といふものの産業構造に、むしろ問題があるんじゃないか。ですから、単にその産業の振興だけをやれといふことでは、私は解決できないと思ふのです。そういう地域は各種産業を入れるべきじゃないか、私はこういうふうに考えるわけではございません。これは労働力の配置の問題とも関連をして、ことにそういう必要があるわけでは、英国の工場配置法ができて相当になり、また地方雇用法になつたのですが、この評価をあなたの方はどういふふうにされておるのですか、その成果をどういふふうに評価されておるか、これを重ねて承りたい。

○奥野政府委員 御指摘の問題について私詳しくございませんで、ちよつとお答えしかねるのでございませうけれども、積極的に雇用促進を地方自治体においてもいろいろの面において取り上げていくというところは、きわめて適切な、必要な措置であらうと考えておるわけではございません。

○多賀谷委員 これはどこで聞けばいいのですか、企画庁かもしれませんが、一体日本の政府はどういうふうな評価をしておるか。そういう工場配置法といふのは、今の新産業都市建設法の趣旨とは違ふのです。あるいは、低開発地域の開発法とも違ふんです。これは慢性不況地域が基準になつてゐるんです。法律の出発が違ふんです。その後英国でも、この法律だけでなく、いろいろな法律ができて、ニュー・タウンの法律もできたし、その他いろいろくつついて様相が変わつてしまつたけれども、法律の趣旨は、白いものに新しく地図を塗るんじゃないんです。古い地図を塗りかえる作業であつた。ですからこの評価をどういふふうになされておるかお聞かせ願ひたい、国務大臣が見えてから質問をしたいと思ひます。

そこで各種産業という面から労働者にお聞かせ願ひたいと思ふのですが、婦人労働力の問題について質問したいと思ふのです。最近婦人の職場進出といふものは非常に目覚ましいものがあるわけでは、婦人の労働力は、全体的にみると、大体男六で女四という比率になつておるが、従来わが国では婦人の労働力は、農業人口として入つておる部分が非常に多かつた、また、家族労働として入つてゐる部分が非常に多かつたわけですが、最近婦人の方々が雇用労働者として職場に進出してきて、これはかなり目覚ましいものがあるやうです。外国の全雇用者の中に占める婦人の率を見ましても、日本は比較的に少ない方ではなくなりました。アメリカが三二%、イギリスが三四%、日本が三〇%というように、全雇用者の中に占める婦人の割合といふものが出てきておる。ですから婦人労働力といふものは、今後の労働行政に非常に大きなウエイトを占めてくるし、また産業構造の面からいってもゆるがせにできない問題がある。また、地域的な労働力の

配分からしても、婦人の労働力を使う職場といふものを、あるところにおいてはむしろ規制をしなければならぬといふようなところも出てきておるのをごさいます。

〔中川委員長代理退席、委員長着席〕

ある地域においては、ほとんど造成をしなければならぬ。アンバランスになつておるところも出てきておるのではないかと思ひます。ところが婦人労働力の配分といふと、婦人の労働移動は非常に困難だ。若い未婚の婦人は労働力移動ができませんけれども、結婚をした人あるいは未亡人という人は、労働力の移動はなかなか困難だし、あるいは一般の未婚者の場合でも、家庭に縛られて、若い女の子をそんなに遠いところへ出すといふことは親ごさんとして心配だといふ面がまだ日本にありますが、婦人労働力の配置といふものはなかなかむずかしいし、むしろ今までは付随的に行なわれて、積極的に行なわれていかなかったと思ふのですが、一体現状はどうなつておるのか。率直に言いますと、名古屋を中心とする中京地区では、婦人労働力は著しく足りない。ところが同じ四大都市の北九州の場合は、重工業地帯ですから、婦人労働者の職場といふものはほとんどない。ですから、こういった産業配置をどういふふうにお考えであるか、これをお聞かせ願ひたい。

○谷野政府委員 ただいま先生からお示しのように、日本の労働力の中で占める婦人の割合は三〇%余りでございまして、数年前から比べてみますと、男子の増加よりも幾分ずつ増加率がふえてゐるわけではございません。婦人労働

者の性格から申し上げますと、従来は大
体中学校あるいは高等学校を卒業いた
しました二十才前の若い労働者の数が
日本の婦人の労働力の性格といたしま
して、非常に多いということが特色で
あったのでございますが、最近におき
ましては、この女子の労働力の性格と
して、だんだん年配の方がふえてきて
おるような傾向がござります。また、従
来中学校を卒業いたしまして直ちに就
職をする婦人労働者につきましては、
その土地にとどまる人よりも、先生が
おっしゃられましたように、むしろ他地
域に、いわゆる出かせぎというような
形で就職している人たちが多かったの
でござります。最近におきましては、若
い労働力の層におきましても、特に十
五才から十九才に至ります年令の人口
が減っておりまして、また就学割の割
合が高くなっておりますために、若い
労働者の方が減っておりますわけでござ
います。このような関係で労働力の
需給に、特に若年の場合には困難で、
労働力不足を来している現状でござ
います。ところが、先生もお示しでござ
いましたように、年令が高くなると、
従来から女子は就職が困難で、職
場を見出すことに非常に困難であった
わけでございます。特に三十才を過ぎ
ますとなかなかよい職を得られないと
いうような状態にあったのでございま
すが、日本の若年の労働力が不足をい
たしてきますにつれて、一般的な傾向
向といたしましては、年令の高い婦人
も労働市場で幾分ずつ就職が、以前か
ら比べてみますと、きびしさを欠いて
くるような情勢でござります。しかし
それにもかかわらず、中年の婦人はや
はり就職が困難であるというような状

態なんでもござります。それと同時に、
最近産業が地域的に、特に農村の近郊
におきまして新しい産業が成長いたし
て参りまして、特に女子の労働力とい
たしまして電機産業でありますとか、
あるいは繊維産業の部面におきまして
若い労働者の就職が非常に盛んでござ
います。そのような企業が膨張して
いるようなところにおきましては、
一般的に若い人の労働力が特に不足を
している状況が見られるのでございま
す。しかし若い年令層が不足をして参
りますと、特に都市の比較的小企業
におきましては、従来から年配の婦人
が雇われていたのでござります。中
小企業におきまして、やはり若い人で
はなくて年配の人でも使っているけれ
ばならないというようなことが企業者
によってだんだん理解をされてきてい
るような情勢にあるのでござります。
労働力の需給の調査につきましては
は、職業安定局が資料を整えておりま
して、きょう私はその資料を準備いた
して参りませんでしたので、先生のあ
し御必要でござりましたら整えさし
ていただきますと存じます。

○多賀谷委員 自治省にお願いしたい
のですが、この法案はほとんど自治省
の関係が多いわけですね。ですから、
お忙しいでしょうけれども、少しいて
いただきたいと思います。全部自治
省との関係の質問が多くなりますので、
一つ御了承願いたいと思います。
それで婦人労働力の場合、ことに
積極的に移動ということが、未婚者の
場合以外は非常に困難である。そこで
産業立地上どうしても考えなければな
らない問題があるんじゃないか、こう

いうように考えるわけです。ことに今
からの日本の戦後産業というべき電気
機具の工場あるいはオートバイのよう
な二輪車、これは大部分婦人労働力を
使っております。ですから婦人労働力
というものは、輸出産業の――かつては
低賃金の繊維産業の源泉であったわけ
ですけれども、また今度は別な変わつ
た意味でやはり婦人労働力というもの
は重要視されなければならぬ。それ
だけに産業配置から見ても、私はやは
り重工業地帯には軽工業も持つてき
て、あるいは製造工業も持つてきて、
男子の職と女子の職の均衡を保つよう
な産業構造というものが必要ではない
か、こう考えるわけですね。これにつ
いて労働省の方はもちろんこれは異
論はないでしょうけれども、一体ど
ういうお考えであるのか。ただ産業構
造にあつた方は合はれていくという
程度であるのか、これをお聞かせ願
いたい。

○谷野政府委員 産業配置の上から労働
力の需給につきましてはいろいろ考
えます。そのうち直接の役割は、職業安定局
の方に属しておりますが、私もさうい
たしましては、婦人が就職の機会を
得、さうしてその職業的な地位を高め
る、さうして婦人の労働力が十分に経
済の発展に貢献できるようにという観
点から、一つの婦人問題として扱って
いるのでござります。さういふ観点か
ら、先生が御注意下さいましたよう
に、未婚の婦人は従来から移動がや
しいのでござりますが、結婚をしてい
る婦人は労働力の移動が大へんに困難
で、そのために就職の機会を得ること
もむずかしいのではないかと、さうい
うのでござりますが、まことに婦人の

労働問題について一番困難な問題は、
女子が結婚ということによって起こ
てくるいろいろな事態でござります。
そこで私もさういふことは、この
未婚の女子に対する問題のほかに、結
婚をして働いている人たちが、職業活
動ができる、あるいはまた、職業活動
におきましてその地位が高められるよ
うにという観点から、あるいはまた女
子の職場の拡大の方策というような観
点から、従来職業ごとに問題点を考
えて、さうして調査、啓蒙活動などに
移して、婦人の労働力として十分にサ
ビスのできるような、さういふ方策を
立てるための参考にするような活動を
続けて参つたのでござります。家庭持
ちの婦人に伴います諸般の問題につ
きまして、労働移動の可能なようにとい
うことについては、まだ私も勉強
不足でござりますが、今後ともっと
検討を続けさせていただきますと思
っているでござります。

○多賀谷委員 婦人労働力というの
は、日本で大体千七百万から八百万
のわけですね。そのうち農林関係が八
百万、それから家族従業者となつてお
る者を除きますと、大体七百万の雇用
労働者がいるわけですから、私は国の
政策としても非常に大きいじゃない
かと思う。私が聞かんとする趣旨は、
簡単に答弁願いたいのですが、よその
国もみんなこのことを考慮しているん
ですよ。というのは、重工業地帯は婦
人が非常に余つてきている。ところが
婦人労働者が一方において非常に足り
ない。ことに全国の統計を見ると、男
子の労働需給のアンバランスよりも、
女子の労働需給のアンバランスの方が
激しいと思うのです。相当これは激し
い状態になつてはいはないか。男子も
今地域別に需給状態のアンバランスが
激しいわけですね。それは名古屋地区
の〇・三倍というところから、あるい
は九州のように四倍というところ
ろがある。女子の場合は、私はさう
激しいのじゃないかと思うのです。そ
こでやはり産業配置上これは考えなけ
ればならぬ問題があるのではないか。
ことに英国なんかの例を見ますと、フ
ランスでもさうですが、重工業地帯に
は必ず軽工業、婦人労働力の職場を考
えている。ことに工場配置法によつ
て、炭鉱地帯に新しい産業を持つてく
る場合には、婦人の職場を第一に考
えておられます。このことが非常に必
要ではないかと思う。この産業配置
が誤つておるために、日本において
非常な悲劇を見ている。たとえば三池
炭鉱の争議なんというものは、その一
つだと思ふ。この三池炭鉱の争議につ
いては、いろいろ評価があるでしょう。
あるいは労働組合の階級意識過剰と
いうものもある、あるいは向坂理論
が徹底したという話もあるだろう、
しかし問題は、あの地域というものは、
日本においても特殊な地域なんです。
なぜかという、失業すると必ず日
雇い労働者に登録をされる、さうい
うことは、現在においては炭鉱地域は
ほとんどさうですから、比較的珍しく
なくなつてきておりますが、ここ七、
八年前までは非常に珍しい現象として
われわれは見えておつた。たとえば同じ
炭鉱地帯でも、筑豊炭田にいきます
と、大手で解雇される、失業保険を受
ける、失業保険が切れたらどこへ行
たかわからない。日雇い登録労働者に
出てこないのです。それは大手炭鉱

ですから、中小炭鉱に行ったり、農村に行ったりする。ところが大牟田の場合は、三井関係の大企業だけですね。そのほかは電気化学と九州電力しかない。ですから首を切られますと、もう失業者になって現われる以外には方法はないのです。それだけに、解雇という問題に対する労働者の抵抗が激しい。ところが、この地域は婦人労働の仕事場というものがなく、しょう。ですから三池炭鉱で解雇された婦人は、全然転職の方法がない。このことは何も大牟田だけでなく、北九州でもそうではないか。第二次加工製造業がない、あるいは軽工業がない、こういう地域も同じだろうと思う。そこで労働力配置、それに関連する産業構造の立て直しをどういうふうに考えられておるか、ことに産炭地域振興事業団発足にあたって、この産炭地域を一体どういうような産業構造に持っていくとされておるか、これをお聞かせ願いたい。

○森(清)政府委員 従来、これは日本に限らずこの国でもそうだと思うのでございますが、大きな工業が発達したしますと、必ずそれに付随して、大木の下に下草がはえたと同じような関係で、中小の工業も必然的に発達していくのが例でございます。ところが特殊な例は確かに三井三池のような場合もございまして、私も、私どもがこれから産業構造を考える場合に、常に念頭にあることは、たとえばだいたいま中小企業の団地等を造成するにあたりまして、大きな企業の発達している地域に、ただ単にその地域の発展というところのみを考えずして、やはり労働力等も考えた上の中小工業の発達も考えて

いるような、そういう構想を持つておくわけでありまして、私は二、三年前にインドへ参りましたときに非常に痛感したことであります。インドにおきましては、政府が非常に力を入れて大工業の発展、育成に努力をしておられますが、しかしどうしたわけか、これに伴って中小工業が発達しない。そこでインド政府としてはこれが非常に大きな悩みになっておいて、日本から中小工業あるいは中小企業関係のベテランを呼んで盛んに意見を聴取しておりますが、そのインドの例と比較いたしますと、日本の場合ははるかに優位にはあると思えますけれども、これは私もどもとして考えるにあたっては、常に大と中と小というようなバランスを考えながらやっていった方が、産業発展上あるいはその地域の発展上非常に意義あるものだと考えております。

○多賀谷委員 現実の各産業の振興状態を見ても、私は次官がおっしゃるようになっていないと思う。石油化学地帯を見てもらいたい。石油化学から出るポリエチレンにしろ、プラスチックにしろ、たとえば岩国、水島、四日市、こういう付近にそういう第二次加工の工場ができるような仕組みになっていないでしよう。それは石油精製からとるエチレンなどを持っていて石油化学、こういう大企業はあります。しかし、それをもっと具体的にプラスチックのパッケージを作ったり、おもちゃを作ったり、そういうふうになっていないでしよう。みな阪神とか東京地方にその材料を持ってきて作るようになっていて、今一番新しい産業の石油化学において、すでにそういうですよ。ですから、日本の産業構造が、

どうもせっかく立地条件のいいそういう地域に、石油化学あたりが石油繊維工場と一緒にあって、あるいは製鉄と一緒にあってコンビナートを作っているのに、こういう加工部門というのはみな京阪神、中京あるいは京浜地区にきています。これは需要地に集まるというのは当然かもしれませんが、労働力配置の面から見ると、非常にいびつな形になる。これはやはり大牟田と同じような現象を呈するのではないかと考えますが、どのようにお考えですか。

○森(清)政府委員 今例をあげられた岩国そのほか二、三のところでありまして、私は現実にはもう少し大きなプラント、たとえば石油コンビナートのあるようなところには、できる限り中小工業の団地を作るようにということを指導しまして、よりよい相談しているところでありまして、今多賀谷さんの言われたように、そういうところに全然ないというところは言えないと思えます。それを造成するように今努力中でございます。

さらにまた、炭鉱地帯においても、たとえば今プラスチックの例を申されましたが、プラスチック工業なんかも成型関係は非常にいい工業でありますので、これらのことも産炭地振興の一つの有望な仕事として現実に取り入れるべく、今調査しているところでございます。

○多賀谷委員 将来における産炭地域の構想というものを、どういうふうに考えられておられますか。これは起業者でけつこうですから、お示しを願いたい。どういう産業、どういう労働力の配置になるのか。

○今井(博)政府委員 現在のところそ

ういう構想をまだ持っておりませんが、御承知のように、各産炭地によって事情が違ふと思えますので、その産炭地における適正産業の調査というものに国から調査費をつけて、現在ではそれに非常に重点を置いて、適正産業の調査をやつて、その具体的な結論を得ようと思つて今努力しているところでございます。ただ一般的に申しますと、何といひましても、労働力を吸収することが一番重要かと考えまして、その意味においては、やはり機械工業なり、あるいは先ほど申されたものが労働力の吸収の上において一番効果的であると思つて、そういう観点から適正産業の調査をいたしたいと思つております。たとえば特に中国地区で手編み手袋というものが輸出産業として非常に栄えておりますが、筑豊地区において、そういう一つの企業というものの、先ほど申されました婦人労働力の活用ということから申しますと、一つの好個の適正産業ではないかというふうにも考えております。

○多賀谷委員 婦人の職業訓練というのは、労働省で実行行なわれているわけですか。

○谷野政府委員 婦人につきましても、やはり職業訓練の中の一つとして設けられていると思うのでございますが、ただ私ども、婦人の職業教育とか、婦人の職業訓練という見方からいたしますと、やはり婦人の職業への適性ということが配慮されているせいではないかと思ふ。今日訓練の科目に対しては、数が少ないように思うのでございます。しかし全般的な職業訓練の方策につきましては、私どもは婦

人の職場の拡大、あるいは雇用の機会、それからさらに地位を高めるといふ上におきまして、研究会などを設けて、今後研究をしながら職業訓練を進めていくところについて、訓練局に意見なども申すような機会を持たたいと思つておるのでございます。

○多賀谷委員 現実には講習会程度はありますけれども、婦人の職業訓練といふのはないでしよう。

○谷野政府委員 全国に何カ所あるかというところを正確にたたいま申し上げる資料を持っておりませんが、職業訓練施設が、女子専用の職業訓練施設もございまして、また男女の共学と申しますか、一緒に訓練される形での職業訓練施設というものもございまして、たとえば女子の職業訓練につきましては、裁縫でありますとか、あるいはまた美容でありますとか、タイプライターとか、あるいは製図とか騰写とか、こういう方面につきまして、女子の職業訓練施設というのは特別に設けられているのでございます。

○多賀谷委員 私は、やはり職業訓練等についてもかなり推進をすべきではないか、各国とも婦人の雇用機会の増進というものは非常に大きな政治問題になっているわけですから、日本においても、ことに今からの輸出産業において、単に低賃金だけでなく、非常に精密な機械を入れ、しかも付加価値の高いものをどんどん出しておるので、私はこれは国の大きな政策としても必要ではないか、かように考えるわけですが、

それでは次に私は、自治省の方にお話しでございますから、具体的に質問をしたいと思ひますが、まず低開発地域の

振興法には、事業税についての規定が、すなわち地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置としてあるわけですが、産炭地域の方にはないのほうというわけですか。

○奥野政府委員 お話のように、低開発地域工業振興法の場合と、御指摘の法案との場合にギャップがございます。低開発地域の方は文字通り低開発地域でございます。事業税もほとんどないというより、地域の開発をねらっているのに対して、産炭地域につきましては、ある時期においては相当な好況を期待できるような地域もございまして、程度にも若干開きがあるのではなからうか、こう考えられるのであります。もともと法人税が減免されて参りますと、自動的に地方税の方も減免になるわけでございますけれども、国税との数を合わせる意味におきまして、事業税を減免することは總当でない、こういう考え方もございまして、今申し上げました二つの意味合いから取り扱いを異にするようになつてきた次第でございます。

○多賀谷委員 どうも私はその区別をする意味がわからぬというのです。事業税は益金が出るから、益金が出るのにそういう取り扱いをする必要はないかという取り方ではないか。しかしながら低開発地域工業開発促進法には、事業税を免税の対象にしてある。ところが、緊急を要する産炭地域振興臨時措置法にはない。どうもそこに区別をする理由がないと思うのです。

○奥野政府委員 今も申し上げますように、二つの事情で——もうひとつと詳しく申し上げますと、基本的には、法人税におきましては減価償却の特例措置をとることになつておるわけでありまして、この減価償却の特例措置が行なわれますと、自動的に事業税についても同じ措置がとられることになるわけでございます。あえて法律に書きませんでも減免になるわけでございます。同時に、法人税につきましても、それ以上の措置はとれないわけでございます。自然対応する法人税割なり事業税なりについては、それ以上の措置をとる必要はない、こういうことになるわけでございます。国税と地方税の数を合わせる意味においては、事業税におきましてことさらに書きませんでも、減価償却の特例が自動的に事業税に反映されるわけだから必要はないんだ、こういうことでございまして、しかしながら低開発地域につきましても、もともと第一次産業中心の地域でございまして、事業税はほとんどないわけでございます。事業税はほとんどないわけでございますので、そのようなことから事業税が減免になるというより、規定になつたわけでございます。若干地域に差のあることでございまして、むしろ国税と数を合わせる措置にすべきだというより、な見解から、産炭地域振興法以後は今申し上げますような措置をとることになつて参つてきているわけでございます。

○多賀谷委員 法人税との関係はわかります。減価償却の関係は……ところが、低開発地域の促進法と産炭地域臨時措置法との関係がよくわからないのです。というのは、どうもこの法案に対する認識が、そもそものところ、じゃないかと私は思うのです。というのは、私たちは、人間のお方が、災害のような状態になつた場合には大

へんだという考え方を持っておるのです。あなたの方には、不毛の地の方が大へんだという考え方を持っておるのが違ふんじゃないかと思う。要するに、現実には人があるのですから、ですから、その人の処理という方が私は非常に必要ではないかと思うのです。緊急度が違ふんじゃないかと思うのです。それは、重要性については言いませんけれども、その認識がどうも産炭地域振興臨時措置法にはないんじゃないか。外国の地域開発というものはむしろ不況地域開発から出ているのじゃないか、こういうことを私は申し上げているわけ。

○奥野政府委員 これは、率直に申し上げますと税務局の所管でありまして、私がお答えするのは適当じゃありませんが、率直に経過を申し上げますと、低開発地域工業振興法の際に、事業税の減免まで規定したのであるが、当時違つておつたという議論があるのでございまして、率直に申し上げます。間違つておつた、それで国税と数が合わなくなつてしまつた。しかし、一たん踏み切つてしまつたものをいまさら取り消しできないというより、なにか、その後におきましては、事業税の減免は規定をしないということにいたしておるわけでございます。しかしながら、あえて理屈をつけて申し上げれば、今申し上げますような地域的な差異をあげることができたらう、こういうことでございます。

○多賀谷委員 率直に事業税についてお話がありましたので、それ以上言いませんが、どうも産炭地域振興臨時措置法という名前が悪かつたと思つたのです。こういう名前を供から、何

か石炭行政の一翼のような感じがあらう。これでなくて、むしろ不況地域再開発が何かつけられ、一般の議員も賛成してくれるし、それから、あるいは組織の産炭地帯もまたこういうような状態になるのではないだろうかという心配もあるし、メタル・マインも第二の石炭のような状態にしてくれという陳情があるのですから、これは賛成者が多かつたのに、どうも小さくなつて、そして問題の重要性が何か石炭にのみ限つたという感じがあつて、私は残念に思つたのです。しかし関係者は一生懸命推進をされたわけですから、その努力を賞うわけですから、認識がやはり足りないのじゃないかと私は思ふのです。区別された認識というのは何でしょう。この低開発と産炭地域臨時措置法は同じ国会に出たんですよ、違ひますか。

○奥野政府委員 私は大へん率直なことを申し上げたのでございまして、低開発地域工業開発促進法の際に事業税まで織り込んだことについて、税務局は大へん間違つたことをしたということと後悔をしておつたわけでございます。わけでございます。国会としてはあるいは同じ国会になつてゐるかもしれないが、時期的には相当開きがあつたはずでございます。

○多賀谷委員 どうも同じ国会に出てその取り扱いが違ふというのはおかしいと思ふので、われわれ議事録として、これは承でないのですが、これは今後問題に譲りたいと思ふ。

団体は、実施計画の円滑な実施を図るために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連施設及び職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。この公共事業の場合の国庫の補助率は、低開発地域と同じように扱われるかどうか、これを御聞かせ願ひたい。これは大蔵省でもつけよう。

○田代説明員 私公共事業の直接担当者じゃございませんが、低開発地域とこの法律と別に関連ございせん。この法律によりましてそういう規定がございまして、別に補助率でどうするということとは考えておりません。

○多賀谷委員 この産炭地域振興臨時措置法の第七条、この条文は空文ですか。何か特別に政府なり、あるいは公共団体がやるという意味ではないのですか。

いう機構になってないから、そういう
必要性があるのではないか、こういう

いる振興計画が作られ、それについて
地方団体の財源措置を私たちはしてい

ん。むしろ手をこまねいてじっとして
いるのではないかと思う。そのことが

とになりますと、大体府県の仕事だ
 と思います。あるいは、国の直轄事業

用法、工場配置法を見ましても、やはり関連施設の補助金には特例を設けて

いる。そして直接国がその事業に対して余分の補助金を出している。そうしないと、現在の補助金の率は一般と同じだ、こういうのでは何のためにこの規定を設けたのか、意味をなさないと、思います。それから、後進地域には、先ほど申しましたように、むしろ現状よりもプラスになる状態である。ところが産炭地の場合は、まだまだ不況が進行し、悲惨な状態を何とか今程度に維持しようというくらいな状態にしか、現実問題としてはならないのじゃないか。現状における雇用を維持する振興ができた大したものだと思う。これはどう考えたってできないので、ことに、この雇用吸収度の非常に高い石炭産業にかかわるべきものといつても、どんな機械産業を持ってきたも、私はそれは不可能である。ただどの程度に維持するかということだけの問題ではないかと思うのですから、一つ十分考えていただきたい、かように思う次第です。

そこで、これは別の問題ですけれども、この新産業都市建設促進法には、この法律の目的に沿うための市町村の合併についての規定がある。この産炭地域振興臨時措置法にも、当然そういう合併の規定を設けてもいいのじゃないか、こういうふうに考えますが、どういうふうにお考えですか。

○山本説明員 新産業都市建設促進法は、御承知のように、内閣総理大臣が、数カ町村にわたりました都市の区域の指定をいたしました。そうした場合には、ここに公共事業を重点的に投下をいたしまして、その建設を促進するわけでございますが、その際に、たとえは地方負担の問題あるいは土地利用の

問題等によりまして、市町村がばらばらにあることがむしろ建設の促進を阻害するという事例が出るであろう、また、現実には各県におきまして、それぞれ臨海工業地帯の整備をしておるところがございますが、そういうところでも今言いましたように、市町村が別々であるためになかなか事業が促進されないという点が間々見られるわけでございます。そこで、今回、新産業都市建設促進法を立案します段階におきましては、できるだけそういう区域内の市町村は合併することが望ましいのではないかと、こういう観点から、この法案の中に町村合併の規定を入れたわけでございます。先生のおっしゃいましたように、産炭地域におきまして、産炭地域の振興計画を立ててそれを実施します場合におきましては、あるいは市町村が合併をした方がより望ましいという事例もあるかと思うのであります。われわれ、産炭地域振興法ができました段階におきましては、必ずしもそういう現実を見ておらなかつたわけでございます。新産業都市の方は、そういう現実がすでに生まれておりまして、その中でございまして、この法律の中に入れたというよりな経過でございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、新産業都市建設促進法には、この法律を施行するにあたって必要な合併というよりな特例を設けられた、産炭地域の方も、そういう情勢があれば、法案として修正をすることは、自治省としてはよろしいわけですか。

○山本説明員 産炭地域振興法の適用を受けまして、関係市町村が、振興計画でございますかそういうものを作つて、どうしてもその振興計画を実施する段階において必要であるという場合におきましては、これは市町村の合併というものをわれわれとしては考えてみなければならぬのではないかと、このように考えております。

○多賀谷委員 そうすると、やはり特例を設けるということになれば、どこかにそういう条件を入れておかなければできないわけでしょう。ですから、その新産業都市とか、あるいは、若干趣旨は違いますが、市町村の合併に關する特例の法案とかという趣旨のもの、産炭地域振興臨時措置法の中に入れることは必要だ、こういうふうにお考えですか。

○山本説明員 これは現実には、われわれが市の合併の特例に關します法律を作成しております段階におきまして、飯塚市を中心とした周辺の町村の合併の問題が、実は内々に起こつておつたことを知っております。われわれといたしましては、市の合併の特例に關する法律の中で、そういうものも数つてみたいという気持ちも持つたのでございまして、地元市町村の間におきまして、合併の態様、すなわち新設合併をするかあるいは編入合併をするかというところにつきましては、必ずしも意見の一致がなされておらない、あるいは特例条項につきましても、財政援助だけでいいという御意見もございまして、議員の任期等についても考えるべきだ、こういうような御意見もございまして、なかなか意見がまとまらなかつたわけでございます。しかし一方、北九州五市が十二月に、三十八年の四月一日を目途にいたしまして合併をするという促進決議をいた

しまして、早く法律を作つてほしいという段階でもございましたものでございしますから、とりあえず北九州の五市の合併の事情を見まして、これを提案することにしたわけでございます。従つて、地元におきましてそれぞれの御意見等の一致、あるいはわれわれの方の考えております問題とが合致できなければ、そこに法律の成立が可能であつたかとも思うのでございますが、若干時期的な違いがございましたので、自治省としては市の合併の特例の法律の中に入れたかつた、こういうこととでございます。しかし現実には、飯塚市を中心とする合併におきましてもかなり意見がまとまつて参つておりますから、そういうものにつきましましては、政府側におきましても十分な検討を進めて、そういう動きに對しまして善処するように努力をいたしたい、このように考えております。

○多賀谷委員 これはやはり特定の、たとえば飯塚市というだけの問題じゃないと思ふんですね。やはり新産業都市建設促進法案の精神と同じように、産炭地域振興について合併が必要になるかもしれない。たとえば一産業を誘致するという場合にも、あるいはそれに対する工業用水を何とかしようという場合にも、土地の造成について、どうしても合併というものが必要ではないか。ことにそれ以外に、従来の財政力を持つておつた炭鉱地帯の町村が、今非常に財政力が弱くなつてくるから、今度は逆に弱いもの同士が相互扶助のような関係でも合併することが必要なですね。ですからこの合併問題というのは、一つの振興政策でもある。振興するために合併が必要

でもあるんですね。ですからそのことはやはり、単に飯塚市だけの問題ではなくて、自治省としても振興政策の一つとして考えられてしかるべきではないかと思ふんです。具体的に問題が起らないにしても、その点、どういふんですか、まあ率直に言いますと、われわれが修正をしますね、修正することは自治省としては、立法府の修正なんだから何も役所が言うことじゃないでしようけれども、その趣旨については賛成ですか、どうですか。

○山本説明員 修正につきましては、先生のおっしゃる通り、立法府の修正でございますから、われわれはとやかく言う限りじゃございせんが、産炭地の振興のために市町村の合併が必要であらう、現実に一カ所出て参つておりますから、そういう点につきましては趣旨としてはわれわれは賛成でございます。

○多賀谷委員 次に、具体的な地方交付税の問題について、これは滝井さんが先般質問をいたしました、例の生活保護費の財政需要の問題について、生活保護の適用者をはつきり別表の中に入れられるかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○奥野政府委員 生活保護費を交付税で見ます場合には、関係の経費を人口でいたしておられます。従いまして、一般的に比率に基づいて生活保護費の基準財政需要額を算入している、こういうことになるわけでございます。そこで自然、産炭地のように生活保護者が特に多いという団体につきましては、特別交付税でその増加所要額だけをめんどう見なければならぬ、かように考えております。そういう意味で、たとえ

は今回の特別交付税の配分で申し上げますと、一昨年の十二月から昨年の十一月まで、実際の保護世帯、これを基礎にして所要額を算定いたしました。それから基準財政需要額に算入しておきます額を控除した差額を、特別交付税の所要額に算入する、こういう計算方式をとっておるわけでありまして、要するに普通交付税と特別交付税を合算しますと、実際の所要額を完全に満たしている、こういうこととでございます。

○多賀谷委員 しかし、生活保護の数が地域によって非常にアンバランスになっている現状ですね。こういう現状においては、私は、もう人口によって生活保護費の支出を財政需要額で一般交付税の中の算定として算入すべきでなく、生活保護の世帯数で算定をされるのがしかるべきではないか、こういう質問をしておるわけです。既往の分については特別交付税で見ただけでなく、生活保護の世帯数で算定をしようというふうにお考えであるか。

○奥野政府委員 御承知のように、生活保護につきましても、八割が国庫負担、二割が地元の負担であります。生活保護の対象にするかしないかというところは、地方団体に一応ゆだねておる形になっておるわけでありまして、地方団体の財政需要は非常に広範囲にわたっているわけとございまして、そういうことから考えますと、あまり国の方から個々別に予算を作って、こまかな予算の割当をしていくというようなことは避けた方がよろしいのじやないか、こう思っておるわけとございまして、従いまして、必要な額は全体として保障する、こういう考え方をとっておるわけとございまして、全体として保障するわけとございまして、平均的な保護世帯を頭に財源措置をしているわけとございまして、しかしそれでは特にそういう部分で財政が窮乏になってくるような、比率の高い団体についてはだけ特別な措置をとる、こういう方が妥当じゃないか、こう思っておるわけとございまして、なるべく国の方から個々別々の予算割当をするような結果にならないで、総合的な運営を可能にするように財源措置をしていきたい、その結果特定の費目に非常な圧迫を感ずるという場合には、その費目だけをとり上げて特別な措置をするという方が、地方自治体に対する財源措置としては妥当ではなからうか、こう思っておるわけとございまして。

○多賀谷委員 労働費の場合は、失業者数という数字になっている。ところが、生活保護費の場合は、人口ということになっている。労働費の場合は失業者数ということになっているのだから、生活保護の関係が非常に地域によってアンバランスになっているという場合には、そのような現状で、当然普通交付税の中の算定の基準として、人口ということだけじゃなくて、生活保護世帯の数ということが必要ではないか、こう言っているわけとございまして、今御指摘のような計算をしているわけとございまして、失業者数というところになって参りますと、失業者のほとんどいないところもすいぶんたくさんあるわけとございまして、これは登録失業者数でございまして、

従って、失業対策事業の行なわれていない団体もかなりあるわけとございまして、分布の程度が、生活保護世帯の場合と登録失業者の場合とは、非常に開きがあるわけとございまして、生活保護世帯になりますと、大体同じような傾向において一応はあるわけとございまして、ただ、石炭地帯のように特別多い団体が出て参るわけとございまして、先ほど私は全国平均で二割前後ということと申し上げましたが、今聞きますと、一・七六%になっておるようでありまして、非常に多い田川市が七割、飯塚市が八・六割、山田市が七割、非常に高いわけとございまして、非常に高いわけとございまして、登録失業者の問題になって参りますと、こういう比じゃない、もっとひどい差でございまして、

従って、現実の登録失業者数をとって、失業対策事業費算入を行なわざるを得ないのじやないか、こう思っているわけとございまして、これはやむを得ずという措置をとっておるわけとございまして、なるべからば、予算割当のような格好に基く財政需要額がならない方が望ましいのであります。幸いにして、生活保護費のような場合にはそれほどとやまませんので、一応人口を測定単位にしておいて、非常に多い団体についてだけ特別な措置を講じてよろしいのじやないか、こう思っておるわけとございまして。

○多賀谷委員 しかし、あなた、全部小学校数、児童数なんですよ。中学だつて生徒数、学級数、高等学校だつて生徒数。ですから、人口でとつておるというのかなりありますけれども、半分ぐらいは人口でないんですよ。

ね。実数でとっているんですよ。大体学校数なんというのは、そうアンバランスはないですよ。高等学校は別としても、小学校の生徒はそんなにアンバランスがあるはずはない。人口が同じくらいなら、その年度における生徒数は幾らか大体わかるでしょう。人口平均ですよ。それを生徒数でとつておきながら、生活保護の場合はおかしいな、という理論は立たぬじやないですか。

○奥野政府委員 小学校数や中学校の場合におきまして、たとえば一学級当たり平均何人の生徒数になるかという点においては、人口の密集地帯と、そうでなくて非常に人口の密度の低いところでは、非常に大きな差があるのです。だから、人口一万くらいの町村で持っているところも、事実相当数あるわけとございまして、それで学校数というふうなものも測定単位の中に加えて小学校費、中学校費を算定した方が、妥当だということになってくるわけとございまして。しかも、そのみならず、小学校費、中学校費の市町村財政に占める比率というのは相当高いものでありますから、こういうものについて相対的な開きが出て参りますと、それだけで財政を混乱させてしまうわけとございまして。生活保護費になって参りますと、それほど大きな違いがないのみならず、財政の上に占めるウェイトから申しましても、今申し上げましたような措置で大体やっていけるんじゃないか、こういうこととございまして。

○多賀谷委員 どうも私は納得いかないのです。生活保護費でも、密集した地域とばらばらの地域とあるんですよ。

す。労働費は失業者数、学校も児童数、学級数、こういうふうになっているのですから、生活保護だけを人口数でやるということ自体がおかしいですよ。ですから、やはりこれは実数でいくべきじゃないか。その補正の問題はありますが、当然そうでしょう。

○奥野政府委員 普通交付税だけで財源措置をいたしまして、あとの手直しをしない、これが小学校費や中学校費の場合でございまして。生活保護費のうちに、一応人口で測定をしておきまして、従いまして、その結果、被保護世帯がそれ以上にないのに財源措置はあつて、程度それ以上に行なわれているという団体もありまして、しかしながら、特に財政需要のそれ以上に多い団体につきましては、特別交付税で手直しをする、こういう措置をとる、両様の行き方があるわけとございまして。私たちは、生活保護費につきましても、やはり保護世帯をとつて測定をして、そのかわり特別交付税でその措置はしないという行き方をするということになりますと、これだけに限らず、もつとたくさんな費目が出てくると思つてございまして、その結果は予算割当みたいになつてしまつて、国の出先機関と違つたような財政措置をするというふうになるのではないかと。地方自治体ならば、総体としてやり、あとは総合運営にまかすのがいいのではないかと、こういう基本的な考え方を持っておりまして、なるべく一般的なデータで計算をしていく。その団体の財政運営のいかん、行政運営のいかんによつて数字が変わつていくような資料は基礎に用いない、全く客観的な資料を基礎にして計算をしていく、しかし、それ

じゃ不十分なことが出てくる場合には特別交付税で相当の手直しをしよう、こういう基本的な態度をとっているわけでございます。おっしゃっている点が頭からいけないのだ、こう申し上げるわけじゃございませんが、私たちは地方自治体の総合的な財政運営をあとより限り拘束しない、こういう基本的な考え方を持っておりますので、あえて今申しましたような措置にいたしましたわけでございます。

○多賀谷委員 先般の滝井委員の質問に対して、大臣の方も、人口数とそれから保護者数を入れてやります、三十七年度からは改めます、こういうことを答弁しているわけですよ。

○奥野政府委員 現実の被保護世帯数をとってやりますことは、特別交付税の方をさしておられると思います。特別交付税の方でそういう補正をいたします。実態に合わない団体につきましてはやっていきます、こういうことでございます。ただ、それをいろいろ検討しております、特別交付税でやらないで、普通交付税に密度補正を加えることによって同じ結果が出るのではないか、そういうことを検討しているわけでありまして、今までは特別交付税でやって参ったわけでありまして、人口数を使いながら、特にひどいところについては、人口の中に占める保護世帯の割合が高ければ、そういう意味の補正をする必要があるのではないかと。それを特別交付税でやなくて、普通交付税でやれるのではないかと。そういう方向を三十七年度に検討してみたい、こういうことであります。

○多賀谷委員 そうすると結局、普通交付税で補正をする場合に、現実の保護世帯数を見る、こういうことですね。

○奥野政府委員 その通りです。

○多賀谷委員 やはり先ほどの認識の問題と同じですけれども、例の緊急就労の場合、滝井さんの質問についても十分な答弁がなかった。緊急就労に従事する労働者は失業者の数に入れない、失業者と見ない。これもやはり、労働省は失業者として考えておられます。炭鉱離職者ですよ。まさに、炭鉱離職者の就職というよりも、一時的な救済策として、一般の失対に入るとその賃金も安いし、そのプールからはみ出ることが困難であるから緊急就労というものを設けたのですから、当然失業者と考えてしかるべきではないかと思ひますが、どうですか。

○奥野政府委員 今の点につきましては、地方債で一応見て、残りを全額特別交付税で交付する、こういう運用の仕方をしておるわけでありまして、なお問題になります点については、今後いろいろな研究いたして参りたいと思ひます。

○多賀谷委員 私は鉅害の場合における地方債というものが、どうしても納得いかない。鉅害における市町村負担分の地方債というものが、納得できない。これは当然交付税で見るときではないかと思う。これは市町村としてはきわめて迷惑な話なんです。ですから、これを地方債で見、これから将来財政能力が何か造成されるというような考え方は間違ひではないかと思ひます。これはどういうようにお考えでありますか。

○奥野政府委員 これもいろいろ御意見がございまして、今回からこういう取り扱いをしていきたい、こう思っております。

○多賀谷委員 これも、地方債というものの考え方は非常に間違ひではないかと思ひます。これはほんとうの原状回復なんです。しかも効用回復の限度ですから、今までもよりプラスになるというものは何もない。ですから五七〇〇見ていただくことはけっこうですけれども、この考え方は一貫して地方交付税で見るといふ考え方に踏み切るべきではないかと考えるわけですね。今回、前進ですからこれ以上言いませんけれども、私はそういうふうに考える。もう少し鉅害復旧という点を自治省の方でも検討していただきたいと思ひます。これは全く被害者である鉅害市町村が負担しておるのです。国の制度として負担すること自体が問題であると思ひます。何で地方自治体が負担する義務があるのか、これは私は不可思議なんです。鉅害税をとっておるじゃないか、こういう議論から出たのではないかと思ひますが、これもここで再検討をしていただきたい、私はいかに思ひます。

○奥野政府委員 これもいろいろ御意見がございまして、今回からこういう取り扱いをしていきたい、こう思っております。

○多賀谷委員 これも、地方債というものの考え方は非常に間違ひではないかと思ひます。これはほんとうの原状回復なんです。しかも効用回復の限度ですから、今までもよりプラスになるというものは何もない。ですから五七〇〇見ていただくことはけっこうですけれども、この考え方は一貫して地方交付税で見るといふ考え方に踏み切るべきではないかと考えるわけですね。今回、前進ですからこれ以上言いませんけれども、私はそういうふうに考える。もう少し鉅害復旧という点を自治省の方でも検討していただきたいと思ひます。これは全く被害者である鉅害市町村が負担しておるのです。国の制度として負担すること自体が問題であると思ひます。何で地方自治体が負担する義務があるのか、これは私は不可思議なんです。鉅害税をとっておるじゃないか、こういう議論から出たのではないかと思ひますが、これもここで再検討をしていただきたい、私はいかに思ひます。

次に産炭地発電について、公益事業局ではどうしてこの産炭地発電を取りやめられたか、また、どういふ計数の算出をなさっておるか、これをお聞かせ願ひたい。

○奥野政府委員 御承知のように、エネルギー懇談会で、山元で現在やっております二十五キロ程度の発電のほかに、さらに百二十五キロ程度の発電をして、それを超高压で大阪方面へ送るというのをやるか、あるいは、揚地で三百万トン消化するような施設を作るか、どちらかをとれというような中間報告が出たわけでございます。それでわれわれ経済的、技術的にいろいろ検討したわけでございますが、四十四万ポルトに昇圧いたしました。それを送るといふことは、まだ技術的に若干問題がございまして、たとえばわが国は非常に国土狭小でございますので、そういう非常に高圧の送電をいたしました。送電に伴って例の磁力線からの反作用と申しますか、電話が聞こえなくなったり、ラジオの聴取ができなくなったりといったような問題がいろいろあるわけでございます。これがヨーロッパあるいはアメリカといったような広いところでは、できるだけ人家のあるところを避けるというところ等、比較的問題はなく済んでおるわけでございますが、わが国においてはどこへ行ってもほとんど至るところに人が住んでおるといふようなことで、そのあたりの技術は独特の面があるわけでございます。

その問題が一つ、それからもう一つ、やはり国土の狭小ということにも関連がございまして、わが国は非常に塩害があるわけでございます。この塩害がありますと、絶縁設計等につきましても特殊の設計が要る。この点につきましてはヨーロッパあるいはアメリカあたりでは、ことにアメリカあたりでは大陸の中でございまして、塩害というものは全然ない。ヨーロッパあ

たりも相当奥地に入つたところでやるという限りにおいては、ほとんど問題がございせん。また比較的海岸に近いところでも、あるいは海水の濃度が違ふとかいふような点もあるのです。向こうでは塩害というものは現実にはあまり起こっておりません。それで海風が吹きつけまして絶縁が非常に障害されるといふことは、これはたとえはこの前の台風のとときで御存じだと思いますが、あちこちで送電線が機能を麻痺した。これが超高压になればなるほど絶縁を發揮させなければいけません。その技術の研究もまだできておりません。これは今までもお尋ねがなかつたので申し上げてなかつたのでございまして、そういう技術の面において、まだもう少し考慮の余地がある。もちろんわれわれは行く行くは、産炭地との関係というようなことを別にいたしまして、超高压送電ということではできるだけ早くやるべきだということとで別途研究を進めておられますが、少なくとも三十八年度あたりで着工するところまでは、とても技術的に自信がない、早くても三十九年度以降の着工分あたりからでないといふ間に合わないんじゃないかという技術的な面が一つございまして。

それからもう一つ、経済的の面でございますが、私どもは、要は確実に石炭が消費されるということが一番大切だ、それからもう一つは、できるだけ地元産業が興つて、石炭から離職する人が吸収されること、この二つだと思ひますが、実は九州電力の現在の石炭の消費量は、大体四百萬トンでございまして、それが現在われわれが考えております数字で申しますと、四十二年

たりも相当奥地に入つたところでやるという限りにおいては、ほとんど問題がございせん。また比較的海岸に近いところでも、あるいは海水の濃度が違ふとかいふような点もあるのです。向こうでは塩害というものは現実にはあまり起こっておりません。それで海風が吹きつけまして絶縁が非常に障害されるといふことは、これはたとえはこの前の台風のとときで御存じだと思いますが、あちこちで送電線が機能を麻痺した。これが超高压になればなるほど絶縁を發揮させなければいけません。その技術の研究もまだできておりません。これは今までもお尋ねがなかつたので申し上げてなかつたのでございまして、そういう技術の面において、まだもう少し考慮の余地がある。もちろんわれわれは行く行くは、産炭地との関係というようなことを別にいたしまして、超高压送電ということではできるだけ早くやるべきだということとで別途研究を進めておられますが、少なくとも三十八年度あたりで着工するところまでは、とても技術的に自信がない、早くても三十九年度以降の着工分あたりからでないといふ間に合わないんじゃないかという技術的な面が一つございまして。

には九州電力だけで七百万トンにふえるわけでございます。このほかすでにやつております西日本と電気の若松というようなものを入れますと、現在九州で四百万トン使っておるというものが、四十二年には九百万トンをこえる九百万トンというふうなことになるのでございまして、山元発電と申しますか産炭地発電、いわゆる九州地内で作る発電というものは、今後相当ふえるという格好になっておるわけでありまして、それで現在電気の潮流と申しますか、大体西の方が電気は豊富で、東の方に送っているというふうなことになるのであります。それで西日本共同火力並びに電気の若松火力も、半分は中国電力に送ることになっておるわけでありまして、中国電力は全国で一番料金が安いというところで、その上に、とにかく産炭地で電気を起こして、わざわざ送電線を引つ張つて持つてくるといふことになると、自分の地内で重油発電をやるというのと比べると、コスト的に見ますとどうしてもコストは高くつくといったような問題もございまして、特に大阪まで持つてきて消化するということになりますと、これはこの前の国会で申し上げたと思ひますが、金利をゼロにいたしましたも、大体三円十二銭ぐらいかかる。もし金利を二分五厘、三分の二ぐらいは政府のたの金、三分の一ぐらいを六分五厘の金というところでやりますと、三円二十八銭ぐらいかかりまして、これは、現在姫路火力でやつております重油火力のコストが二円八十八銭ということになっておりますが、相当割高になるわけでございます。

御承知のように、現在の電力は、戦

前に作られました非常に安い水力といたったものが、まだ相当あるわけでございます。最近火力の技術が非常に進んで参りまして、火力設備そのものは年々非常な勢いでコストも低下いたしております。今後火力の比率がだんだんふえるということも事実でございますので、一見いかにもそれがだんだん安くなるんじゃないかというふうな感じがいたしますけれども、火力がどんなに安くなると申ししても、今、戦前作られた設備では大体一円三十二銭ぐらいのコストについている。その辺にはどうして追いつけない。従つて今後電源開発をやればやるほど、電気の総合コストというものはどうしても上がつてくるを得ない。ところが一方、電気は生産活動並びに民生のすみずみまで行きたつていっている一番貴重なエネルギーでございますので、できるだけ安く押さへようというところで、お説のように、ほかの物価が三百倍になっているのに、電気は全国平均で百二十、三十倍といて、押さへようというところをやつてきている。こういうことをやつておきますので、電気料金をできるだけ低くさせるということが全国的な要請にも合ふんじゃないか。そこで、山元発電で超高压送電を完全にやめたということではございせんので、超高压送電には技術的な問題があるから今後検討を進める、今さしたりの問題としては、石炭が油の自由化の早まったことによりまして三百万トンぐらいは当初考へておつたものよりもどうしても余るだろう、それを一体どうやるか、具体的な方法で解決しようということになりますと、一番確実なのは、とにかくそれだけを消化するだけの石炭火

力を作る。しかも作る場合には、揚地で作る方が安くつく。揚地で作りますと、われわれの計算では大体三円六銭になると思ひます。産炭地で超高压送電をするのと安くて三円十二銭、それも金利を二分五厘とすると三円二十八銭と申し上げましたが、揚地に持つてきますと、そういう特別なことをやらないうで、今まで通りの大体八分ぐらいの金利のつく金でやりまして三円六銭ででき上がるということから、われわれは揚地で確実に引き取るという方をする方が一番確度が高いと考えて、とりあえず四十年までに百五十万トンを消化する設備をする、それからさらにその後四十二年までの間に、もう百五十万トン消化する設備を作るといふことにいたしました。従来九電力だけで二千万トン取つていふことをしておりましたのを、九電力だけで二千三百万トン、その他を入れますとたぶん二千六、七百万トンになるんじゃないかと考えます。その程度のものを電力界で消化しようというふうに考えておるわけでありまして。

○多賀谷委員 この電力業界自体が四十万ポルトあるいは四十四万ポルトの送電線を必要とする時期は、いつごろくるのですか。

○樋詰政府委員 昭和四十五年度以降というふうに現在考えております。

○多賀谷委員 四十五年度以降というのは、どういう事情でそういう状態になるのですか。

○樋詰政府委員 御承知のように、現在電気は非常に逼迫いたしておりまして、余力は全然ありません。それをで

きるだけわれわれは渾水期の際にも支障のないようにある程度の予備力を持

ちたい、こういうふうに思つておりますが、こういう超高压送電線を作ると、当然それに相当の電気を乗せて送るということをしなければ引き合はないということでございますが、現在の資金計画それから建設の計画等からいまして、四十五年度以前に作つても、あまりそれに乗る電気がないというところで、非常に不経済なものなんです。従つて、需給の面から大体四十五年度にこういうものを作るといふことが、一番合理的だと考えられるわけでありまして。

○多賀谷委員 そういたしますと、電力業界自体の中に、四十万ポルトあるいは四十四万ポルトの送電幹線を作るという計画があるわけですか。

○樋詰政府委員 たゞは東京電力あたりでは、できた三十九年度か四十年年度ぐらいからでもやりたい。と申しますのは、東京、大阪といったようなところはロードのかかるところでございまして。そこで、横須賀地区に現在大きなのを作つております、千葉地区にもいろいろ大きなのを作つております、あるいは只見その他からも来ておる、そういうことでございまして、非常にロードのかかるところなので、このあたりはしつちゅう電力の融資をやらなければいけませんという問題もございまして、むしろできるだけ早く作りたいというところで、全国的な需要というのには四十五年度以降だと思ひますけれども、東電の管内あたりではもう少し早く、技術的に完成させればやりたいという気持は持つておるようでございます。

○多賀谷委員 電力会社がつてくれただ道路の上をあとから走るといふのは、ただでいいんですけれども、しかしこの負担は別として、大体従来の産炭地発電が一応延期されたという事情はわかりました。

そこで、これは通産省にお尋ねしたいのですが、事業団法の業務、この業務をこの法律にあげられたものに限つた理由並びにその業務について、ことに工作物という字句の解釈、これをお聞かせ願ひたい。

○今井(博)政府委員 事業団の業務を、工場用地とそれに関連する工作物の建設、それからその管理、譲渡、第二番目には、鉱工業を営む者に對し、その事業の用に供する設備の新設、増設に必要な資金の貸付、業務をこの二つに限定いたしましたのは、三十七年度の事業といたしましてはこの二つを考へておりますので、一応これに限定をした、こういう次第でございます。

それから工作物の定義でございますが、工作物は、特に「これと関連を有する工作物」と書いてありますのは、具体的にどういふことを考へておるかと思ひますと、工業用地を造成する場合に二つあるものであります。建設を行ふ必要がある工作物、たとえば土地の中の道路であるとか、排水の設備であるとか、あるいはまた工業用地としての効用を全うするための関連施設、たとえば引き込みの道路、引込線、給排水設備、こういったものをこの工作物として考へております。一般に施設といふことが言われておりますが、実態的な意味での施設と大体同じ意味でこの工作物を使つておるわけでありまして。

○多賀谷委員 引込線というは鉄道ですか。

○今井(博)政府委員 引込線も当然これに入ります。

○多賀谷委員 一応時間もきたようです。次会にさらに細部にわたる問題と、それから大臣がお見えになりませんでしたので、大臣に総合的な地域開発の問題を質問申し上げたい、かように考えます。

○有田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

昭和三十七年二月二十六日印刷

昭和三十七年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局